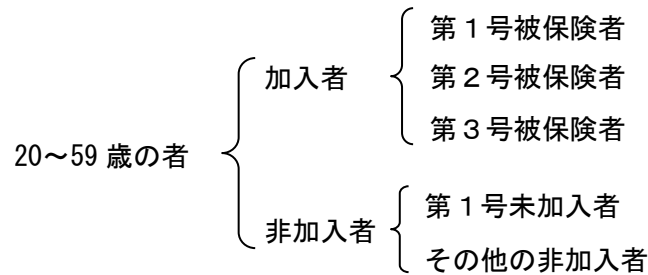


用語の解説

1. 公的年金加入状況（20～59歳の者の状況）

我が国では、20～59歳の者は皆、公的年金制度に加入することになっている（国民皆年金）が、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。



・加入者

公的年金制度に加入している者であり、以下のように分類している。

① 第1号被保険者

公的年金制度の加入者で、下記の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者。自営業者（開業医・弁護士なども含む）や農業・漁業に従事する者及びその家族、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。加入義務はないが希望して国民年金に加入している任意加入被保険者も含む。

② 第2号被保険者

民間サラリーマン・公務員等を対象とする厚生年金保険の被保険者。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

・非加入者

日本国内に住所を有する20～59歳の者であるにもかかわらず、公的年金制度に加入していない者であり、以下のように分類している。

① 第1号未加入者

届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば第1号被保険者になる者。

② その他の非加入者

以下の場合をまとめて「その他の非加入者」として計上している。

<公的年金制度の加入者であったが、一時的に非加入の状態にある者>

加入する公的年金制度の変更等のため、調査時点において一時的に第1号から第3号までのいずれの被保険者種別にも属さない者（経過的未届出者）である。転職者

や短期的な失業者及びその被扶養配偶者が届出を怠っている場合、届出中の者等が該当する。

この者は、届出を行い被保険者となった後には、未届期間も被保険者期間として遡及されることとなる。

< 公的年金制度の加入者であったが、すでに裁定され加入者でなくなった者 >

被用者年金保険の老齢（退職）年金受給者。

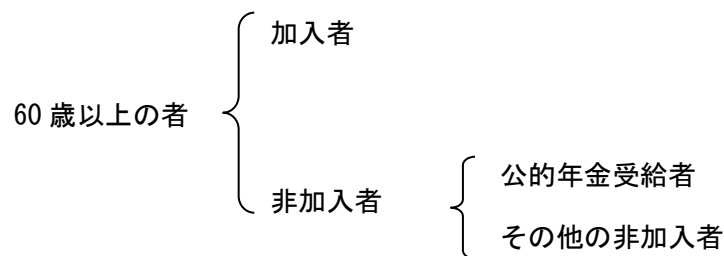
< その他 >

第3号届出遅者（※）、調査票の記入誤り、記入漏れ・不備等のため、行政記録上確認できなかった者、区分が判明しなかった者等、上記のいずれにも当てはまらない者。調査時点において居住地で住民票登録がされておらず行政的に捕捉することが困難な者等が該当する。

※ **第3号届出遅者**…届出を行っておらず、過去一度も公的年金制度に加入したことがない者であり、届出を行えば第3号被保険者になる者。第1号未加入者が第2号被保険者の被扶養配偶者になった場合が該当する。

2. 公的年金加入状況（60歳以上の者の状況）

60歳以上の者について、以下のように区分している。



・ **加入者**

公的年金制度の加入者（被保険者）。国民年金の任意加入被保険者、厚生年金保険の被保険者。被用者年金保険の老齢（退職）給付の受給権を有する在職者も含む。

・ **公的年金受給者**

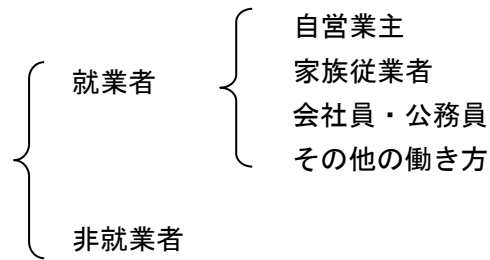
公的年金に加入していない者のうち、公的年金（恩給を含む）を受給している者。

・ **その他の非加入者**

公的年金に加入していない者のうち、受給者以外の者。公的年金の支給開始年齢を待っている者、公的年金を受給する権利はあるが、受給の繰下げをするのでまだ受給していない者、公的年金を受給できる年数を満たしていない者等が含まれる。

3. 就業形態

就業者について、以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。



・自営業主

個人経営の商店主、工場主、農業主等の事業主や開業医、弁護士、著述家、行商従事者等。請負をしている自営業主も含む。

・家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

・会社員・公務員

正社員やあらかじめ2か月を超える期間を定めて使用される者又は臨時に使用される者であって、以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

イ 日々雇い入れられる者で、使用されてから1か月以上経過し、引続き使用されることとなった者。

ロ 2か月以内の期間を定めて使用される者で、その期間を超えて引続き使用されることとなった者。

ハ 季節的業務に使用されている者で、4か月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者で、6か月を超えて使用されている又は使用される見込みの者。

従って、臨時・不定期でない会社役員・パートやアルバイトもここに含まれる。

・その他の働き方

「自営業主」、「家族従業者」及び「会社員・公務員」以外の就業者（例：内職、日雇労働、臨時のアルバイト等）。